

【報告】

世界遺産登録に向けた取組状況について

はじめに

四国遍路の世界遺産登録については、平成20年の文化審議会国内暫定一覧表への記載は見送られたものの、候補となる文化資産として「カテゴリー I a」の評価を受けた。そのため、平成22年に四国4県と関係市町村、国の機関、大学、四国八十八ヶ所霊場会、経済団体、NPO等の関係機関が集まって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立して地域における取組みを推進するとともに、国から示された課題について専門家等と検討を行い、平成28年8月に世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書を作成して文化庁に提出した。

その後も、四国4県と関係市町村では、専門家の意見等をふまえ、世界遺産に必要な「顕著な普遍的価値」の検討を行うとともに、構成資産の中心となる札所や遍路道の調査を実施し、文化財指定等の保護措置を進めてきた。また、平成28年の提案書の内容についても、検討・見直しを図りながら世界遺産登録に向けた取組みを進めているところである。

1 経緯

- 平成18年11月 文化庁からの公募に応じ「**四国八十八箇所霊場と遍路道**」提案（4県）
- 平成19年 1月 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会で審議 → **継続審議**
6月 四国遍路世界遺産登録推進4県協議会設立
- 12月 文化庁の公募に応じ「**四国八十八箇所霊場と遍路道**」提案（4県58市町村）
- 平成20年 9月 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会で審議 → **カテゴリー I a**
- 平成22年 3月 「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立
- 平成28年 8月 「**四国八十八箇所霊場と遍路道**」提案（4県58市町村）
- 平成29年度以降 「普遍的価値の証明」研究会や「札所寺院・遍路道共通保存管理計画検討委員会」等の専門家による会議等を開催

2 主な検討内容

（1）資産の名称について

専門家等と協議・検討を進める中で、札所寺院や遍路道等だけでなく、お接待などの無形的要素も含めて、巡礼を支える地域社会との関わりも、四国遍路の重要な特徴であることが改めて確認された。そこで、四国遍路の多様で広がりのある文化の重要性を示し、不動産だけにとどまらない無形的な価値や地域とのつながりなどをイメージできる概念を示すために、専門家等からの助言をふまえ、資産の名称を「四国八十八箇所霊場と遍路道」から「四国遍路」に改めるとともに、副題については具体的な構成資産等を示すことも含め、引き続き検討を行う。

(2) 構成資産について

世界遺産の制度では、世界の人々にとって重要な価値を簡潔に説明し、その物証となる不動産を構成資産として、それらを文化財保護法などの国内法で保護することが求められる。そのため、価値の中心となる時代を定め、それに矛盾しない構成資産の選択が必要となる。

これまで構成資産として想定してきた全札所寺院と約 1400km の遍路道のうち、価値の中心となる時代の様相を遺していること、保存状態が良好であること、などの観点から、文化財保護法で保護できると考えられるものを中心に、専門家や国の助言等をふまえ、検討を進めたい。

※ 詳細については、「普遍的価値の証明」研究会中間報告（別紙）を参照のこと。

おわりに

今回の検討については、世界遺産という制度の中で取組みを進めるために行うもので、従来共有してきた四国遍路の歴史や文化的価値を限定するものではない。今後も、検討や見直しを重ねながら登録を目指すことになるが、四国遍路の根本的な価値は札所寺院や遍路道、それを支える地域全体によって成り立つものであり、遍路を行う人々はこれからも四国の地域をつなぐように巡礼していく。

近年、世界遺産委員会において、資産の保護と活用について地域社会と共に持続的に取り組むことが重視されている。四国においても、これまでどおり地域が一体となり、連携しながら世界遺産登録に向けた取組みや資産の保存・活用を行うことが重要と考えているので、引き続きご理解、ご協力をお願いしたい。